

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月17日

生駒市教育委員会教育長 中田好昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園にあつては」及び「とし、その他の幼稚園にあつては毎週月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日」を削る。

第6条第2項中「第30条の4第1項第2号」を「第30条の4第2号」に、「月額11,300円」を「日額450円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1月につき、その還付の額が11,300円を超える場合には、当該額は11,300円とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

- 1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

- (1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合

	預かり保育料の額	
	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配	その他の世帯

		偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	
法第30条の4第1号に掲げる学校子ども支援給付学費(次掲小就学当否を除く。)	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	300円
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,050円
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,650円
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	2,100円
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	900円
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	1,350円
	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	150円
法第30条の4第1号に掲げる学校子ども支援給付学費(次掲小就学当否を除く。)	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	525円
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	825円
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,050円
	午後2時から午後5時まで(教育	0円	450円

態とす る者でも あ る 及 び 第 30 条 の 4 第 掲 げ る 学 校 就 学 前 子 ども	時間の終了時間が午後2時である場合)		
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	675円

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。）別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額		
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯	
			1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次掲げる小学校就学前子どもに	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	月額 3,200円	日額 300円
	午前8時30分から正午まで	0円	月額 11,200円	日額 1,050円
	午前8時30分から午後5時まで	0円	月額 27,200円	日額 2,550円
	午前8時30分から午後6時30分まで	0円	月額 32,000円	日額 3,000円
	正午から午後5時まで	0円	月額 16,000円	日額 1,500円

該当するものを除く。）	正午から午後6時30分まで	0円	月額 20,800円	日額 1,950円
	上記に掲げる利用時間帯をまたぐ場合	0円	月額 32,000円	
法第30条の4第1号に掲げる学校就学子どもであつて、その者が1月1日以後64時間の労働介護を必要とする者であつて、その法第2号に掲げる学校就学子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	月額 1,600円	日額150円
	午前8時30分から正午まで	0円	月額 5,600円	日額525円
	午前8時30分から午後5時まで	0円	月額 13,600円	日額1,275円
	午前8時30分から午後6時30分まで	0円	月額 16,000円	日額1,500円
	正午から午後5時まで	0円	月額 8,000円	日額750円
	正午から午後6時30分まで	0円	月額 10,400円	日額975円
	上記に掲げる利用時間帯をまたぐ場合	0円	月額 16,000円	

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
- 2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額	
		生活保護法による被 保護世帯及び中 留邦人の促進並 に及び特定支援 給付世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げられる学級等（次掲の小就学児童に該当するものを除く。）	午後2時から午後3時まで	0円	300円
	午後2時から午後4時まで	0円	600円
	午後2時から午後4時30分まで	0円	750円
法第30条の4第1号に掲げられる学級等であつて、保護者が1月48時間未満の労働を要する者又は第30条の4第2号に掲げられる学級等	午後2時から午後3時まで	0円	150円
	午後2時から午後4時まで	0円	300円
	午後2時から午後4時30分まで	0円	375円

学 前 子 ど も			
--------------	--	--	--

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

附 則

この規則は、令和2年4月17日から施行し、改正後の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。